

別表 1

岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領第3条第1項第2号を適用する工事	
(I) 一般土木工事やPC工事等（鋼橋上部工事以外）で工場製作工（検査路製作工）がある工事	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、I-1-②-1 「(1) 一般土木」により請負工事費が構成されたものに、工場製作原価を計上して、予定価格を算出した工事。 なお、工場製作原価は、IV-7-①-1 「①鋼橋製作工」に基づき算出されるものであること。ただし、(II) から (VII) を除く。
(II) 鋼橋上部工事	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、IV-7-①-1 「①鋼橋製作工」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(III) 施設機械設備工事	発注者の見積参考資料が農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）に基づき積算されたもので、p.3「第3施設機械設備工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(IV) 機械設備工事	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 機械設備積算基準及び解析に基づき積算されたもので、IX-1-1「③ 請負工事費の構成」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(V) 電気通信設備工事	発注者の見積参考資料が農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）に基づき積算されたもので、p.37「第5 電気通信設備工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(VI) 電気通信設備工事 （一般工事）	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、VII-1-2「(1) 一般工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(VII) 電気通信設備工事 （鉄塔・反射板工事）	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、VII-1-2「(2) 鉄塔・反射板工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事

別表 2

	(Ⅰ) 一般土木工事やPC工事等（鋼橋上部工事以外）で工場製作工（検査路製作工）がある工事	(Ⅱ) 鋼橋上部工事
適用工事	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、I-1-②-1「(Ⅰ) 一般土木」により請負工事費が構成されたものに、工場製作原価を計上して、予定価格を算出した工事。 なお、工場製作原価は、IV-7-①-1「①鋼橋製作工」に基づき算出されるものであること。ただし、(Ⅱ) から (Ⅶ) を除く。	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、IV-7-①-1「①鋼橋製作工」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事。
読み替え前	読み替え後	
直接工事費の額	直接工事費の額	直接工事費の額
共通仮設費の額	間接労務費（※）及び共通仮設費の合計額	間接労務費（※）及び共通仮設費の合計額
現場管理費の額	工場管理費及び現場管理費の合計額	工場管理費及び現場管理費の合計額
一般管理費等の額	一般管理費等の額	一般管理費等の額
<p>上表における用語の定義はそれぞれの基準の定めるところによる。</p> <p>※ 発注者の見積参考資料における間接労務費の取扱いについて</p> <p>①橋体工場製作費を計上しているとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間接労務費＝橋体工場製作費×間接労務比率／（1＋間接労務比率）（1円未満切り捨て）</li> <li>・製作費＝橋体工場製作費－間接労務費</li> </ul> <p>②橋体工場製作費（付属物製作工数）を計上しているとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間接労務費＝橋体工場製作費（付属物製作工数）×間接労務比率／（1＋間接労務比率）（1円未満切り捨て）</li> <li>・製作費＝橋体工場製作費（付属物製作工数）－間接労務費</li> </ul> <p>③横断歩道橋工場製作費を計上しているとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間接労務費＝横断歩道橋工場製作費×間接労務比率／（1＋間接労務比率）（1円未満切り捨て）</li> <li>・製作費＝横断歩道橋工場製作費－間接労務費</li> </ul> <p>なお、入札者の内訳書において間接労務費が明記されていない場合は、以下のように取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札者の内訳書に間接労務比率が明記されている場合は、上記①～③と同様の取扱いを適用し、間接労務比率は入札者の記載した値を用いる。</li> <li>・入札者の内訳書に間接労務比率が明記されていない場合は、上記①～③と同様の取扱いを適用し、間接労務比率は発注者の見積参考資料における値を用いる。</li> </ul>		

別表 3

	(Ⅲ) 施設機械設備工事	(Ⅳ) 機械設備工事
適用工事	発注者の見積参考資料が農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）に基づき積算されたもので、p.3「第3 施設機械設備工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 機械設備積算基準及び解析に基づき積算されたもので、IX-1-1「③ 請負工事費の構成」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
読み替え前	読み替え後	
直接工事費の額	直接製作費及び直接工事費の合計額	直接製作費及び直接工事費の合計額
共通仮設費の額	間接労務費及び共通仮設費の合計額	間接労務費及び共通仮設費の合計額
現場管理費の額	工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額	工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額
一般管理費等の額	一般管理費等の額	一般管理費等の額

別表 4

(V) 電気通信設備工事	
適用工事	発注者の見積参考資料が農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）に基づき積算されたもので、p.37「第5 電気通信設備工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
読み替え前	読み替え後
直接工事費の額	機器単体費の額に10分の6を乗じた額及び直接工事費の額の合計額
共通仮設費の額	機器単体費の額に10分の1を乗じた額及び共通仮設費の額の合計額
現場管理費の額	機器単体費の額に10分の2を乗じた額、機器間接費の額及び現場管理費の額の合計額
一般管理費等の額	機器単体費の額に10分の1を乗じた額及び一般管理費等の額の合計額

別表 5

(VI) 電気通信設備工事 (一般工事)		(VII) 電気通信設備工事 (鉄塔・反射板工事)
適用工事	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、VII-1-2「(1) 一般工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、VII-1-2「(2) 鉄塔・反射板工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
読み替え前	読み替え後	
直接工事費の額	直接製作費及び直接工事費の合計額（※1）	直接工事費の額（※2）
共通仮設費の額	間接労務費及び共通仮設費の合計額（※1）	間接労務費及び共通仮設費の合計額（※2）
現場管理費の額	工場管理費、現場管理費及び機器間接費の合計額（※1）	工場管理費及び現場管理費の合計額（※2）
一般管理費等の額	一般管理費等の額（※1）	一般管理費等の額
<p>※1 見積等による機器単体費で直接製作費、間接労務費、工場管理費、一般管理費等の内訳が明らかでないもの（以下「当該機器単体費」という。）については、当該機器単体費について、以下のように取り扱う。</p> <p>当該機器単体費の額に10分の6を乗じた額を上表直接工事費の額の読み替え後の欄の直接製作費の額に加える。          当該機器単体費の額に10分の1を乗じた額を上表共通仮設費の額の読み替え後の欄の間接労務費の額に加える。          当該機器単体費の額に10分の2を乗じた額を上表現場管理費の額の読み替え後の欄の工場管理費の額に加える。          当該機器単体費の額に10分の1を乗じた額を上表一般管理費等の額の読み替え後の欄の一般管理費等の額に加える。</p> <p>※2 電気通信設備工事（鉄塔・反射板工事）における見積等により鉄塔製作費で直接工事費、間接労務費、工場管理費の内訳が明らかでないもの（以下「当該鉄塔製作費」という。）については、当該鉄塔製作費について、以下のように取り扱う。</p> <p>当該鉄塔製作費の額に10分の6を乗じた額を上表直接工事費の額の読み替え後の欄の直接工事費の額に加える。          当該鉄塔製作費の額に10分の3を乗じた額を上表共通仮設費の額の読み替え後の欄の間接労務費の額に加える。          当該鉄塔製作費の額に10分の1を乗じた額を上表現場管理費の額の読み替え後の欄の工場管理費の額に加える。</p> <p>なお、入札者の内訳書において、機器単体費の直接製作費、間接労務費、工場管理費、一般管理費等の内訳が明らかでない場合は、上記と同様に取り扱うものとする。</p>		